

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	真珠養殖施設損傷
発生日時	平成29年10月29日 00時40分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市高島南方沖 坊主碇灯標から真方位084° 1,150m付近 (概位 北緯33° 12.8′ 東経132° 29.2′)
事故の概要	漁船第八龍王丸は、東進中、真珠養殖施設に進入して同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年11月6日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八龍王丸、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 2 - 8 0 1 9 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 真珠養殖施設 養殖用ロープ1本が切断
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風力 3、視界 不良 海象：波高 約2.0m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、高島南方沖を東進中、船長が、左舷船首方の「高島南方沖の真珠養殖施設」（以下「本件養殖施設」という。）に設置された標識灯の灯光を見ながら航行していたところ、本件養殖施設に接近していることに気付き、機関を中立にしたものの、本件養殖施設に進入した。</p> <p>船長は、日頃から高島南方沖を航行しており、付近に本件養殖施設があることを知っていたが、雨で視界が良くなかったので、目視での見張りに気をとられていた。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターの電源を切っていた。</p>
分析	本船は、高島南方沖を東進中、船長が、目視での見張りに注意を向け、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、本件養殖施設に向けて航行していることに気付かず、本件養殖施設に進入し、本件養殖施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、高島南方沖を東進中、船長が、目視での見張りに注意を向け、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、本件養殖施設に向けて航行していることに気付かず、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 慣れた海域であっても、養殖施設等が設置された海域を航行する際は、GPSプロッターを活用して船位の確認を行うこと。 |
|--|--|